

# 山梨県公報

第二千七百二十六号

平成二十九年

八月三十一日

木曜日

## 目次

○山梨県民保健医療意識調査の実施……………五九九  
○道路の供用開始……………五九九

## 公 告

○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知……………六〇〇  
○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知……………六〇一  
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………六〇三  
○開発行為に関する工事の完了について……………六〇三  
その他……………六〇四  
○一般競争入札について……………六〇四

## 告 示

### 山梨県告示第二千五百五十三号

山梨県民保健医療意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により告示する。

平成二十九年八月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査の名称 山梨県民保健医療意識調査  
二 調査の目的 県民の健康状態、健康意識、保健医療に関する受療実態及び意識等を把握し、山梨県地域保健医療計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 報告を求める事項

- 1 性別、年齢、健康保険の種類、同居家族及び居住市町村に関する事項
- 2 健康状態及び病気にに対する意識に関する事項
- 3 健康診断の受診に関する事項
- 4 行政機関による保健衛生サービスへの要望に関する事項
- 5 「かかりつけ医」に関する事項

- 6 地域の医療提供体制に関する事項
- 7 医療機関を選ぶ方法に関する事項
- 8 在宅医療に関する事項
- 9 慢性疾患等の療養に関する事項
- 10 慢性腎臓病(CKD)に関する事項
- 11 救急医療に関する事項
- 12 医療相談に関する事項
- 13 歯科診療への要望に関する事項
- 14 医療機関についての情報に関する事項
- 15 臓器移植に対する意識に関する事項
- 16 医療施設全体への要望に関する事項

四 基準となる期日 平成二十九年九月一日を調査基準日とする。

五 報告を求める者

- 1 調査地域 山梨県全域

2 調査対象 県内市町村の住民基本台帳等から無作為に抽出した十八歳以上の者(二十人)

六 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

七 報告を求める期間 平成二十九年九月一日から同月十九日までを調査期間とする。

### 山梨県告示第二千五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字飯米場四四八四番二五地先から上野原市鶴島字飯米場四四八六番三地先まで	五五・〇	平成二十九年九月四日

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十  
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、  
 通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年八月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市笹子町黒野田字梅ヶ久保二三六の六一、二三六の六二、字米沢四五七の一四八、四五七の一四九、四五七の一五七	天野和喜
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の一、字千万歳一六一二の一、字米沢四五七の一、四五七の一（次の図に示す部分に限る。）	天野忍
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の三六、八六七の四六、八六七の四七、字米沢四五七の二二五	雲藤舞
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の四四、八六七の四五、八六七の六七、八六七の七三、字米沢四五七の一七一、四五七の二一五、四五七の三四、四五七の八五	奥山光美
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一四、四五七の九三	天野宇吉
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の九七、字米沢四五七の一二八、四五七の一九五、四五七の二〇三、四五七の二〇五、四五七の二〇九、四五七の二一一〇	天野光造

大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の二九	天野幸
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の一五、字千万歳一六一二の六三から一六一二の六五まで	天野弘
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の一〇五、八六七の三八、字米沢四五七の一〇三、四五七の一九九、四五七の二二九、四五七の一三七、四五七の一七四、四五七の二二七、四五七の二四六、四五七の二四九、四五七の三〇、四五七の四五、四五七の四八、四五七の五一、四五七の八六、四五七の九一	天野春善
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の九四、字米沢四五七の五三、四五七の五八	天野丈一
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の一〇一、八六七の六〇、八六七の六二、八六七の七〇、八六七の八五、字千万歳一六一二の一〇五、一六一二の四三、一六一二の四四、一六一二の七四、字梅ヶ久保二三六の二六、二三六の五九、二三六の六〇、字米沢四五七の一六九、四五七の一七〇、四五七の一八八、四五七の一九四	天野伸一
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一〇九、四五七の一五、四五七の一五〇、四五七の一五二、四五七の一五三、四五七の一六二	天野千代子
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の七一、字梅ヶ久保二三六の二七、字米沢四五七の一〇四、四五七の六九	天野只平
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の七三	天野鶴雄

大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一七三	天野定雄
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の六四	天野武光
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の一二二	天野禮二郎
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の三〇、字千万歳 一六一二の二〇、一六一二の二八、一六一二の九 三、一六一二の九五、一六一二の九七	平井仁
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の三一、字千万歳 一六一二の三三、一六一二の五八、一六一二の六 〇、一六一二の七二	平井文夫
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の四八	平井利一
大月市笹子町黒野田字米沢四五七の三五	林正夫
大月市笹子町黒野田字屋影八六七の二七	鈴木其治

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年七月二十四日山梨県告示第  
二百三十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年八月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町黒桂字丸島七八二の内一から七八二の内三まで、七八二の内七、字道切七八三の内八、字入口七八五の一〇、七八五の内八、七八五の内九、字蕪藤七六八から七七二まで、七七五の内五、七七五の内六、七八〇、西之宮字西山一八七の内一七、一八七の内一八、一八七の内二〇	望月健一
南巨摩郡早川町黒桂字道切七八三の一〇、字入口七八五の一三、七八五の一五から七八五の一七まで	望月健一、村田貢、望月毅、村田富義、望月隆御、望月三恵子、望月米、望月誠一
南巨摩郡早川町黒桂字道切七八三の内九	望月重朝
南巨摩郡早川町黒桂字日影代七五八の一、字蕪藤七七五の内九	望月三恵子
南巨摩郡早川町黒桂字日影代七五八の二、七五九の二	望月毅、村田富義、望月隆御、折居みさを、武藤かほる、望月三恵子、望月米、望月誠一
南巨摩郡早川町黒桂字入口七八五の一二	望月準一
南巨摩郡早川町黒桂字入口七八五の六、七八五の内一四	望月豊一

南巨摩郡早川町黒桂字蕪藤七七四	辻晃幸
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八七の内二二	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八七の内二九	辻正時
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八七の内三一	辻五一、望月豊、辻益三、望月徳重、辻正時、辻昭和、辻長一、辻俊一
南巨摩郡早川町草塩字下霞八二三、八二四、八七三の一、八七三の二、八八三から八八五まで、字上ノ原八一九の一、字上霞一〇〇一、一〇〇七から一〇一八まで、九九四の一、九九五から九九七まで、九九九、保字大上双里二〇六一	佐野延雄、望月憲一、望月宗正、望月栄、小笠原三利、深沢正行、望月満智雄、佐野清八、望月一精、深沢久光、佐野金三、高橋通正、佐野清、藤原正三、小菅衛、深沢一、深沢新一、渡辺幸來、望月義幸、高橋万典
南巨摩郡早川町草塩字下霞八二七	高橋万典、高橋定治郎
南巨摩郡早川町草塩字上霞九七八（次の図に示す部分に限る。）	望月重團、渡辺竹重、高橋万典、渡辺けい、望月清重、深沢一良、佐野清吉、佐野延雄、望月市太郎、望月芳太郎、望月保之助
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九九（次の図に示す部分に限る。）、九八〇、九八一、九八七から九八九まで、九九〇の一	望月栄、望月憲一、深沢一良、深沢正行、佐野サト、佐野清、佐野金三、高橋通正、小菅衛、高橋万典
南巨摩郡早川町草塩字上霞九八三	望月秀晴、小笠原三利、深沢
南巨摩郡早川町草塩字上霞九八六、九九〇の二	久光、深沢力、藤原正三、深沢一
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九〇の三	小笠原三利、深沢久光、藤原正三、深沢一、深沢新一、望月義幸
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九〇の三	佐野延雄、望月満智雄、佐野清八、望月一精、渡辺幸來
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九八	深沢一
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九八の内一	深沢久光
南巨摩郡早川町保字後草里二二二の一、二二二の三、字青がれ一九六八、字登須良峰二二四四の一、二一五二の一	近藤六郎
南巨摩郡早川町保字後草里二二一三、字青がれ一九五七、一九五九	望月武文
南巨摩郡早川町保字後草里二二一七の一	近藤曆晴、望月法太郎、望月七之助、望月亀太郎、望月義昭、望月清、近藤國太郎、近藤知安、近藤義金、近藤貞一、望月芳一、望月頼知、望月徳重、望月忠重、望月喜観、望月福督、望月兼安、望月道則、望月金太郎、望月三穂、望月福太郎、望月秀政、望月善次、望月一喜、望月善清、高橋三朗、望月敏則、川口源作、樋川透重、望月兵作、望月廣作、保泉傳十郎、

南巨摩郡早川町保字青がれ一九五五、一九七六の一、一九七六の四、一九八四の一、一九八四の二、字滝上一九九三	近藤けさ古
南巨摩郡早川町保字青がれ一九五八、一九六〇の一、一九六〇の三、字大上双里二〇六〇	望月信雄
南巨摩郡早川町保字青がれ一九六一、一九六四	望月福也
南巨摩郡早川町保字青がれ一九六五、字双里一九四九の一、一九五〇の一	近藤知安
南巨摩郡早川町保字青がれ一九六七	望月秀男
南巨摩郡早川町保字青がれ一九六九	望月秀男、望月希典
南巨摩郡早川町保字滝上一九九六から一九九八まで	望月希典
南巨摩郡早川町保字青がれ一九七七	望月兼保
南巨摩郡早川町保字双里一九四六の一、一九四七	望月森生
南巨摩郡早川町保字滝上二〇〇一	望月兼安

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕  
 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年七月二十日農林水産省告示第十二百四十六号

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 平成二十九年八月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 オギノ伊勢ショッピングセンター

2 所在地 山梨県甲府市幸町二十八番二十四号外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 変更

2 公告日 平成二十九年四月三日

三 意見の概要

1 混雑時における警備員等の配置

2 駐輪場の確保等

3 騒音対策の実施

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十月二日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成二十九年八月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字塩出ヶ崎三千三百七十の二、三千三百七十の五、三千三百六十七、三千三百六十五、三千三百七十二の一、三千三百七十三、三千三百七十三内一及び三千三百七十四の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビ

## その他

### ● 山梨県道路公社公告第七号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十九年八月三十一日

富士山有料道路管理事務所長

望 月

修

#### 一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路防護柵補修工事
  - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山地内外
  - 3 工事概要 ガードレール撤去 LⅡ六百六十メートル ガードパイプ設置 LⅡ六百六十メートル
  - 4 工期 平成二十九年九月二十二日から同年十二月二十七日まで
  - 5 予定価格 千七百二十七万四千六百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十九年九月七日(木)から同月十三日(水)までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。(URL) <http://subarune.jp/>